

報告 NPO法人 DPI日本会議2007年度総会について

■2006年度活動報告

1. 全体報告

DPI日本会議は、この間、継続して取り組んできた「認定NPO法人」の取得に関して、2006年9月に申請を行い、2007年2月に認定許可を得ることができた。障害者団体としては初めての取得となる。今後、障害者の権利条約（以下、権利条約）の国内履行や「障害者自立支援法」（以下、「自立支援法」）等の諸課題に関連して、DPI日本会議に課せられる役割は大きくなっていく。そうしたことに応えるためにも、認定NPO法人を活用して財政基盤の拡充に努めていく。

DPI日本会議では、引き続き、中西正司常任委員を世界財務担当役員、およびDPIアジア太平洋ブロック議長として送り出した。世界本部では権利条約や第7回DPI世界会議韓国大会（以下、「DPI韓国大会」）の準備をはじめとする諸課題について検討を進めてきている。

DPIアジア太平洋事務局は、APCD（アジア太平洋障害開発センター）にも協力し、アジア太平洋地域全体で活発に活動を行っている。DPI日本会議としては、DPIアジア太平洋事務局への資金支援にも取り組んできた。

2007年9月5日から8日に開催されるDPI韓国大会の成功に向けて、DPI日本会議としては、韓国DPIや世界のDPI関係者に全面協力方針のもと、さまざまな協力を行った。今後、DPI日本会議でツアーを企画し、できるだけ多くの参加者を募っていく。

「南部アフリカ地域障害者の地位向上コース」研修事業は5年間の成果をふまえ、アフリカ全体を対象を広げ、2009年までの3カ年研修として継続することになった。ダスキ研修生や韓国の青年学校等の受け入れ等、当事者の視点からの研修を実施してきた。

2006年12月に権利条約が国連総会で採択された。障害者運動の一時代を画する出来事である。2006年1月に第7回特別委員会、8月に第8回特別委員会が開催され、DPI日本会議から政府代表団顧問として東俊裕条約担当役員、JDF条約委員会委員長である金ジョンオク事務局次長を派遣した。事務局団体として、各特別委員会に大規模なJDF派遣団を組織し、派遣団の現地での活動を支えてきた。

また、これら特別委員会に先立ち、JDFとして条約の条文に則した意見書を作成し、日本政府との協議を行った。今後は、権利条約の国内履行に対して全力で取り組み、新しい権利の時代を切り拓いていかなければならない。

一方、国内では、引き続き、「自立支援法」に対する取り組みを精力的に行ってきた。DPI日本会議とJILが共同で事務局団体を担っている「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会」（以下、全国大行動実行委員会）には全国600を超える団体が参加している。身体、知的、精神、難病といった障害種別を超えた連帯のもと取り組みを進めてきた。

DPI日本会議は、2006年6月、10月と2回に渡って「自立支援法」の施行影響調査を行った。この調査を通じて、障害者の地域生活に対する深刻な影響が浮き彫りとなった。そうした調査結果をふまえながら、厚生労働省に対する交渉と行動を実施した。

さらに、「自立支援法」の成立1年となる2006年10月31日に「出直してよ！障害者自立支援法大フォーラム」を日本障害者協議会（JD）や全日本ろうあ連盟等と共催し、全国各地から1万5千人の障害当事者や関係者が集う歴史的な取り組みとなった。そうした中で、全面施行わずか2ヶ月での見直し作業につながっていった。

また、精神障害者の仲間の呼びかけを受けて、「退院支援施設」の撤回とピアサポート等のまっとうな

地域移行の仕組みを求めて、いくども深夜に渡る交渉・行動を展開した。当初の2006年10月1日実施は延期になったが、2007年4月1日から強行実施された。今後、その実態化を許さない取り組みが求められる。

また、「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」のヒアリングに対しても、DPI日本会議からも意見提起を行った。

以上のような活動をふまえ、『問題てんこもり！障害者自立支援法―地域の暮らし、あきらめない』（解放出版社）を2007年6月に刊行した。

交通バリアフリー法は、5年間の実施をふまえた見直しが2006年になされ、建築物に関するハートビル法と一体化となり、バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）となった。バリアフリー新法の参考人質疑では、DPI日本会議関係から複数のメンバーが出席し、移動権の確立やホームドア・ホーム柵等の安全確保の必要性を提起した。提起した内容は衆参両議院での附帯決議として反映され、その後の基本方針や政省令の議論に影響を与えることができた。

障害者差別禁止法（以下、差別禁止法）については、これまで「障害者政策研究集会」（以下、「政策研」）実行委員会の中で検討を進めてきた。権利条約が国連で採択されたことを受けて、権利条約の国内履行の中の重点課題の一つとして、差別禁止法制定に向けて取り組んでいく必要がある。

原則統合・インクルーシブ教育の確立に向けて、学校教育法「改正」の国会での参考人質疑でDPI日本会議からも意見陳述を行うとともに、政省令等へのパブリックコメントに取り組んだ。また、障害者欠格条項についても、他団体と協力して取り組みを進めてきた。

また、障害者の所得保障の確立に向けて各種の取り組みを進めるとともに、他の市民運動等とも連携して貧困問題に対する提起を行った。さらに、在日外国陣の無年金問題の抜本解決を図るため、韓国DPIとの協力の下で、外交問題としての取り組みを求めて、韓国政府に対して働きかけを行った。

DPI北海道ブロック会議（以下、DPI北海道）では、結成以降着実に地域運動が展開されてきており、東京行動委員会や関西での連携の動き等も進められてきている。

また、「政策研」は重要な政策提言の場として定着してきており、DPI日本会議は、同実行委員会事務局の役割を担い、集会の準備・運営に当たってきた。

2005年9月よりDPI日本会議として点字印刷業務を開始し、障害者団体、労働組合、大学、企業、地方自治体など、様々な組織・機関からの依頼・注文に対応し、視覚障害者の情報保障の一端を担ってきた。

発足から10年を迎えたDPI権利擁護センターを、2007年4月にDPI日本会議に合併し、権利擁護部門としての活動として進めていくことになった。

2. 各事業に関する報告

1) 政策提言活動

○障害者自立支援法に関する取り組み

当事者不在で拙速につくられた「自立支援法」が、2006年4月からいよいよ実施された。4月からは原則1割の利用料を求める応益負担が、10月からは障害程度区分・審査会による支給決定と、移動支援事業の地域生活支援事業化等が進められた。

同法の施行に伴い、制定段階から指摘してきた問題が予想以上の波紋を伴って広がった。家族による障害者殺しや心中事件が起きたり、通所施設での利用料不払い運動や滞納等がマスコミでも報じられるようになった。また、単価引き下げの影響で事業所運営も困難となってきている。

DPI日本会議は、全国の仲間の協力を得て、6月、10月と2回に渡って「自立支援法」の施行影響調査を行った。この調査を通じて、障害が重い程、費用負担が重くのしかかり生活費を削る、サービスが減らされトイレや入浴回数を減らす、等の深刻な影響が浮き彫りになった。また、1月には首都圏の自治体調査を行い、格差拡大となっている移動支援事業の実情を把握した。

「全国大行動実行委員会」では、同法成立後も「地域生活をあきらめない」との基本姿勢のもと、各自

治体への取り組み等を行ってきた。そして、7月と2月の2回に渡って厚生労働省に対する交渉と行動を実施した。

さらに、「自立支援法」の成立1年となる2006年10月31日に「出直してよ！障害者自立支援法大フォーラム」を日本障害者協議会（JD）や全日本ろうあ連盟等と共催し、全国各地から1万5千人の障害当事者や関係者が集う歴史的な取り組みとなった。

この大フォーラムと相前後して与党での見直し作業が始まった。12月6日には衆議院の厚生労働委員会では「自立支援法」に関する参考人質疑が行われ、DPI日本会議からも意見陳述を行った。

その後、12月末に政府の見直し案がまとめられ、今年4月から実施されている。

このような全面施行からわずか2ヶ月での見直しは極めて異例であり、同法の施行による影響がいかに深刻であるかを物語っている。しかし、影響の深刻さ故の「緊急避難」とは言うものの、障害が重度である程重くなる負担構造や重度障害者の長時間介護、移動介護の地域生活支援事業化の問題等は依然として解決していない。

2007年3月には「障害者と人権弁護士ネットワーク」が主催する「障害者自立支援法110番」にスタッフとして協力するとともに、広報を行った。

これまでの国の精神障害者に対する隔離収容政策が、世界に類を見ない数の精神科病床と長期に及ぶ「社会的入院」を生み出してきたことから「障害福祉計画」では「施設や病院からの地域移行」を目標として掲げることになっている。権利条約等でも明らかなように「社会的入院」は人権侵害である。真に「社会的入院」を解消し、地域で当たり前に暮らせるために社会資源やサポート体制の整備こそが求められる。しかし、厚生労働省は「退院支援施設」構想を打ち出してきた。これは、精神科病床の「看板かけかえ」と見た目だけの「入院患者の減少」という「数字あわせ」を進めるだけのものであり、日本のノーマライゼーションのあり方を根本から歪めることにもなる。

「退院支援施設」の撤回とピアサポート等のまっとうな地域移行の仕組みを求めて、精神障害当事者を先頭に2006年8月から厚生労働省に対して、いくども深夜に渡る交渉・行動を展開した。「退院支援施設」については、日本障害フォーラム（JDF）等からも撤回を求める声が相次ぎ、2006年10月1日の実施は延期になった。しかし、厚生労働省はより深まる疑問に答えることなく2007年4月1日から強行実施した。今後、その実態化を許さない取り組みが必要である。

2006年春から「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」が開催されてきているが、2007年2月に障害者8団体からのヒアリングが行われた。DPI日本会議からも、この間の政策研究プロジェクトでの検討に基づいて意見提起を行った。「自立支援法」の深刻な影響を背景に、他の団体からも「議論自体の凍結」を求める声が相次いだ。「自立支援法」に対する取り組みが一定影響したといえる。

以上のような活動をふまえ、「自立支援法」の問題について広報・世論喚起をしていくために、『問題てんこもり！障害者自立支援法一地域の暮らし、あきらめない』（解放出版社）を2007年6月に刊行した。

○障害者の所得保障に関する取り組み

「自立支援法」の附則ならびに参議院での附帯決議にもられた「所得の確保に関する所要の措置を講じる…」という規定を受けた検討が、厚生労働省内部で始められた。しかしその検討課題は、主として就労支援のあり方や作業工賃の倍増に関するものであり、雇用・一般就労の困難な障害者の経済生活を確立するための所得保障は重要視されていない。こうした状況を覆し、雇用の対象にはなにくく、一般就労が困難な障害者の所得保障のあり方を追求していくことが、より現実的な課題として浮上している。

2006年4月から開始された全国社会福祉協議会（全社協）関連の障害者団体による「障害者の所得保障に関する研究委員会」は2007年3月に障害者の所得保障のあり方に関して「障害基礎年金の給付水準の引き上げ」、「年金・手当の支給判定基準の見直し」、「あらたな社会手当（住宅手当）の創設」などを含んだ初年度としてのとりまとめを行った。DPI日本会議としてもこの委員会に積極的に関与してきており、今後はこのとりまとめ内容を、より現実的なものとし、具体的な政策課題としていくための取り組みを進めることが求められる。

2006年の「政策研」では生活保護制度のあり方に関する学習を行い、セーフティーネットとしての生活

保護制度を崩壊させないための取り組みの一環として、ワーキングプアやホームレス等の貧困問題に取り組む人々と協同して開催した集会に参加し、障害者の立場からの意見提起を行った。

また、無年金障害者の問題については、「特定障害者に対する特別障害者給付金」による対策が講じられているが、在日外国人無年金障害者に関してはこの制度の対象から除外された状態が続いている。2006年10月には在日外国人障害者・高齢者の無年金問題の抜本解決を図るため、韓国DPIとの協力の下で、外交問題としての取り組みを求めて、韓国政府に対しての働きかけを行った。

○障害者差別禁止法に関する取り組み

DPI日本会議は、「差別禁止法」の策定を運動の軸の一つとして活動してきている。特に2006年度は、12月に国連で権利条約が採択されたことで、差別禁止法をふくむ国内法制検討の機運が盛り上がった年となった。

DPI日本会議が呼びかけ団体となっている政策研作業チームは、差別禁止法要綱案の作成後、さまざまな活動を継続的に展開している。また、新たな動きとして「市民がつくる政策調査会」（以下、市民政調）が、前衆議院議員の石毛えい子氏を座長として、2006年8月から障害者差別禁止法検討プロジェクト・チームをたちあげ、6回にわたってヒアリング等を行った。当プロジェクトにはDPI日本会議の複数のメンバーが中心的に関与しており、政策研作業チームとの連携のもとで、早期の立法化に向けて活動を継続している。

関連するその他の動きとして、2007年3月、韓国で「障害者の差別禁止及び権利救済に関する法律」が制定された。この件に関しては、DPI日本会議では、韓国DPIの仲間が運動において中心的な役割を果たしてきたことから、以前より韓国の動きに注目してきており、さまざまな機会を通じてこの動きを伝えてきた。社会構造や法体系等が日本と類似している国での法制定は、内容のみならずその過程についても、私たちの今後の活動に示唆するものが大きいだろう。

○原則統合・インクルーシヴ教育の実現に向けた取り組み

DPI日本会議では、これまでも障害児教育への取り組みを重要課題として位置づけてきた。特に、2006年度の取り組みとしては、特別支援教育関連法の国会審議において衆議院文教委員会にDPI日本会議からも参考人として出席した。その場においては、原則統合を前提としたインクルーシヴ教育への体制変更を求める意見陳述を行い、他団体と共同した法案に対する要望書の提出、パブリックコメントへの意見提出と加盟団体への提出呼びかけを積極的に行ってきた。

また、DPI日本会議としての障害児教育に対する認識の共有化と取り組みの強化に向け、常任委員会において学習会を持った。インクルーシヴ教育の実現は、障害者の地域社会での自立生活とあらゆる分野への社会参加、すべての障害者の人権確立とそのための社会づくりにとって必要不可欠な課題であることを確認した。今後は、地域における当事者団体の活動をより広げていく取り組みを進めていくことが必要である。

○交通アクセスに関する取り組み

交通バリアフリー法は、5年間の実施をふまえて、2006年に見直され、建築物に関するハートビル法と一体化となり、バリアフリー新法となった。

バリアフリー新法の参考人質疑では、DPI日本会議関係から複数のメンバーが出席し、乗車・利用拒否事例やホームからの転落事故等の当事者の実体験に基づく報告を行った上で、移動権の確立やホームドア・ホーム柵等の安全確保の必要性を提起した。提起した内容は衆参両議院での附帯決議として反映され、その後の基本方針や政省令の議論に影響を与えることができた。

法律成立後、基本方針、各種基準（公共交通、建築物、道路、公園）に関する委員会が設置され、DPI日本会議からもそれぞれの委員会に参画した。その後のパブリックコメントに対しても、DPI日本会議として意見をまとめるとともに、広く意見提起を呼びかけた。

今後は、新しく盛り込まれた住民提案制度や基本構想策定時の協議会制度を活用し当事者参画を推進し

ていくとともに、ホームドア・ホーム柵の着実な整備、当事者参画のもとでの職員研修等の取り組みを進めていくことが必要である。

また、DPI日本会議のよびかけにより、交通アクセス行動を毎年取り組んできているが、2006年10月の東京行動では再びJR東海によるハンドル式電動車いすへの理不尽な乗車拒否が起きた。その直後に実施した国土交通省交渉では乗車拒否の実態をもとに問題提起を行い「ハンドル式電動車いす等の利用に関する検討会」を立ち上げさせ、その中に障害当事者が参画することを確認した。

2) 調査研究活動

○障害者自立支援法に関する取り組み

「自立支援法」の施行に関する検証と問題提起を引き続き行っていく一方で、今後の見直しも見据えて、政策研実行委員会の活動の一環として「ポスト障害者自立支援法政策プロジェクト・チーム」を発足させた。この研究事業により、(1) 諸外国の実例や今後の社会保障全般の動向等に関しての5回に渡るヒアリングの実施、(2) 「自立支援法」の施行影響を把握するための2回に渡る調査の実施、(3) (1)、(2)の結果をまとめた論点整理と報告書の作成を行った(東京共同募金会より助成金を受けて実施)。また、この研究会の議論を「介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議」でのヒアリング資料作成にも役立てた。

○自立支援調査研究事業に関する取り組み

「自立支援法」の施行に伴い、厚生労働省が福祉サービスの先進的な事例を集めることを目的として実施した「自立支援調査研究補助金事業」に応募し、調査研究事業を行った。事業内容は、「当事者による自立支援調査研究事業」である。当事者が主体となって行う病院・施設からの地域移行支援活動ならびに地域生活を継続させる支援活動の実践を検証し、当事者による地域支援サービスの有効性を調査することである。具体的作業としては、身体、知的、精神のそれぞれで行っているピアサポート活動に関するヒアリング調査を行い、その有効性、共通性、課題に関する考察を深め、政策提言を行った。

なお、この事業に関しては、全国自立生活センター協議会(JIL)の全面的な協力の下で行った。

○障害を理由とした欠格条項をなくす取り組み

旧総理府が1999年に見直しの必要性を認めた欠格条項63制度に関して、2002年度末までに一定の見直しが行われた。しかし、なお残されている欠格条項、課題は多く、DPI日本会議が共に取り組みを続けている「障害者欠格条項をなくす会」(1999年発足)では、その後も継続した取り組みを行っている。

「合理的配慮の実施」を大きなテーマとして、2005年には「門は開いた！でも中に入れない？」と題したシンポジウムを開催、2006年の政策研では、権利擁護分科会において条約の国内活用をテーマとして議論を深めた。2005年度に、全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会と合同で聴覚障害者本人を対象として運転免許アンケートを実施した。2006年には、このアンケートをもとに公開シンポジウム「運転に聴力は必要ですか？！一欠格条項見直しと運転免許」を開催した。2007年通常国会では、運転免許の適性検査の聴力および視力の基準をめぐって、道路交通法改正案審議に当事者の体験意見を反映させるため、働きかけを続けている。

2006年度には、検察審査会が介助費用を制度として保障するように、審査員補充員となった全身性障害者を支援し、制度化を実現した。

2006年3月、一般の読者にむけた小冊子「情報ブックレット NOからYESへ」を発行し、幅広い人から反響が届いている。

3) 普及啓発活動

○広報活動に関する取り組み

DPI日本会議の広報活動は、紙媒体とインターネット媒体によって行われている。紙媒体としては機関誌「DPI」（季刊。B5版・約60ページ程度）と「われら自身の声」（月刊。A4版・4ページ程度）の2種類を発行している。「DPI」は、毎回3,000部発行しており、内容や企画については編集会議を開催して決定している。2006年度は「自立支援法」や「権利条約」などの重点的な課題についての特集を組んだ。「われら自身の声」は、毎回1,100部ほどを発行しており、時事的な問題についてのDPI日本会議の見解のほか、加盟団体紹介等を行っている。

インターネット媒体による広報体制はホームページ・ブログ・メールマガジンの3つからなっている。ブログは合計114本の記事をアップロードした。記事内容としては主にイベント案内であったが、声明や抗議文などDPI日本会議の主張をいち早く伝える役割も果たした。メールマガジンについては、48回発行した。メールマガジンでは行動の呼びかけを中心に、イベント案内やホームページ等の更新情報を発信した。

4) 権利擁護活動

○DPI障害者権利擁護センターの活動支援に関する取り組み

1997年に本格的にスタートしたDPI障害者権利擁護センターも十年を迎えた。2006年度も東京都内を中心に延べ181件の相談が寄せられた。相談内容も多岐に渡っており、近所からの嫌がらせや入店拒否のような生活に密着した差別事例や、医療現場における障害を理由にした差別的な取り扱いといった一般的な福祉制度や地域福祉権利擁護事業などの公的な相談窓口の守備範囲を超えたものがほとんどである。今後は、相談者の地域生活を確保していくためにも、地域資源との連携を一層密にしていく必要がある。

相談体制を強化するために、2006年9月から、非常勤相談員を1名配置した。その後2007年3月にはもう1名配置し、合計2名の障害をもつ非常勤相談員が新しく活躍している。

DPI日本会議は、DPI障害者権利擁護センターをDPI日本会議に合併させる準備を進めてきており、2007年4月から合併した。合併に先行して、2007年3月からはDPI日本会議事務局長を交えた相談員のフォローアップ会議など、DPI日本会議全体として相談事業を強化する試みがスタートしている。

5) 団体育成活動

○ブロック化に関する取り組み

DPI北海道ブロック会議（以下、DPI北海道）に続いて、東京、関西において以下のようなブロック化に向けた動きがあった。

関東では、DPI東京行動委員会が、会員団体との交流やテーマ別学習会を通じて、東京都内のネットワーク化を図るための継続的な活動を行っている。2006年度はバリアフリー新法についてのシンポジウムを行うとともに、東京都下の市区町村に対して「自立支援法」による支給決定状況についてのアンケート調査を行った。約半数の自治体から回答を受けており、現在、調査の分析は最終段階を迎えており、それが終わり次第、DPI東京の会員に情報としてその結果を伝える予定である。

関西では、「自立支援法」に対する全国大行動実行委員会を中心とした運動の中で、障害当事者団体のネットワークが形成されてきた。2006年度に開催した「第22回DPI日本会議全国集会大阪大会」（以下、「大阪大会」）以降、関西ブロック準備会の立ち上げの一環として学習会等を行ってきた。

○地域団体支援に関する取り組み

2006年度も、「自立支援法」や権利条約等をテーマに、多くの地域団体からそれぞれの地元で開催する学習会や集会への講師派遣を行ってきた。また、バリアフリー新法に関する学習や、研修プログラムの情報交換等も進めた。

○DPI北海道ブロック会議の取り組み

2006年度もDPI日本会議及び全国大行動実行委員会の行動方針に基づき「自立支援法」への取り組みを中心とした活動を進めてきた。

具体的には、他団体と共催で実施した「高齢者・障害者110番」（5月）をはじめ、DPI北海道の総会記念イベントでは、DPI日本会議から講師を迎え、講演と道と札幌市の担当課長を迎えてシンポジウムを開催（6月）した。昨年度から継続して毎月開催している「自立支援法対応会議」は、2006年度だけで26回開催し、そこでの確認に基づき行政への「要望・意見書」提出と「意見交換会」の開催（5～6月）、道内選出国会議員との「個別意見交換会」の開催（11月）とその議員全員を招いて「シンポジウム」を開催（12月）した。また、札幌弁護士会主催の「自立支援法110番」（3月）にも協力した。

特に10月28日は、東京での全国大行動を直前に大通公園（札幌市）には、これまでで最大規模の500名を超える障害当事者及び関係者が集まり街頭集会とデモを実施した。

他にも今年4月の統一地方選を前に「投票へ行こうキャンペーン2007」として「介護体験セミナー」を開催し、知事と札幌市長及び議員候補予定者への参加呼びかけや「アンケート調査」を実施した。更に投票所へ行くことが困難な障害者等に送迎ボランティアを派遣した。この取り組みは、引き続き7月の参議院選挙へも繋げていくことを確認している。

6) 海外協力活動

○DPI世界本部・DPIアジア太平洋ブロック事務局の取り組み

DPI日本会議は昨年度も引き続き、中西正司常任委員を世界財務担当役員、およびDPIアジア太平洋ブロック議長として送り出した。世界本部では権利条約や第7回DPI世界会議韓国大会（以下、DPI韓国大会）の準備をはじめとする諸課題について議論をするために電話会議を開催している。

DPIアジア太平洋事務局は、APCD（アジア太平洋障害開発センター）にも協力し、アジア太平洋地域全体で活発に活動を行っている。たとえば、2007年2月には太平洋地域で5年ぶりにCBSHOD（障害当事者組織の能力構築セミナー）がパプアニューギニアで開催された際にも協力を行った。

しかし、DPIアジア太平洋事務局自体は依然として資金難に直面している。そうした中で、DPI日本会議からの資金支援は大きな役割を果たした。DPIアジア太平洋事務局でも事務所の移転など経費削減に努めている。アシスタントRDO（ブロック開発担当官）としてAPCDのスタッフだったサワラック氏が入ることで、事務局機能の強化も図られた。また、第6回DPI世界会議札幌大会（以下、DPI札幌大会）を機に開始したアジア障害者支援プロジェクトは、AJU自立の家の協力の元に継続して実施してきており、着実に成果をあげ、事務所の活性化にも貢献している。

○2007年第7回DPI世界会議韓国大会の成功に向けた取り組み

2007年9月5日から8日に開催されるDPI韓国大会の成功に向けて、DPI日本会議としては、韓国DPIや世界のDPI関係者に全面協力方針のもと、さまざまな協力を行った。特に大会のロジスティック面については、DPI札幌大会のノウハウを引き継ぐことと日本からの派遣団の宿泊調査等を実施するためにDPI日本会議から2度派遣した。また、分科会のスピーカー選定作業においても候補者リストを組織委員会に提供する等、韓国の関係者との緊密な協力体制を維持した。

○アジアにおける自立生活運動の進展に向けた取り組み

2007年1月22日から2月1日APCDの自立生活（IL）セミナーが開催され、DPI日本会議も協力した。日本とともにタイ、フィリピン、パキスタンのリーダーが講師となり、ILセンターの組織と運営についての研修が行われた。5年間の研修の成果としてタイ2ヶ所、パキスタン4ヶ所、フィリピン4ヶ所、マレーシア3ヶ所のILセンターがすでに活動中であり、この5年間で運営基盤が確立され、独自の歩みを始めたILセンターが次の人材育成を始めている。

APCDは今年度で第1フェーズが終わり、第2フェーズが来年より始まる。しかし、まだアジアの途上国に

は10箇所余りしかIL センターが出来ていない状況であることから、第2フェーズでさらに新たな国に展開していくことが求められている。

○障害者の権利条約に関する取り組み

2006年度は、歴史に残る年となった。同年12月13日、5年近い交渉の末、権利条約が国連総会で採択されたのである。JDF条約委員会の事務局団体であるDPI日本会議にとっても大変意義深い年となった。

まず、国連では、1、2月に3週間の日程で第7回特別委員会、8月に第8回特別委員会が開催され、DPI日本会議から政府代表団顧問として東俊裕条約担当役員、JDF条約委員会委員長である金ジョンオク事務局次長を派遣した。事務局団体として、各特別委員会に大規模なJDF派遣団を組織し、派遣団の現地での活動を支えてきた。

また、これら特別委員会に先立ち、JDFとして条約の条文に則した意見書を作成し、日本政府との協議を行った。これは、条約条文への意見表明の場という意味のほかにも、障害者の問題を日本政府に提起する機会となった。

2006年12月13日の採択後には、JDF条約委員会が中心となって採択を祝う会を12月に東京で行い、JDF関係者のほかにも「障害者権利条約推進議員連盟」所属の議員など、100名以上が参加する盛会となった。さらに、国連は2007年3月30日、条約への署名を開放し、82カ国・地域組織が署名した。この数字は他の条約と比較して大変多い数字であり、関心の高さが伺われる。

条約交渉における日本政府の姿勢については、2002年当初から比べると積極的なものであった。JDFとの協力体制においても、DPI日本会議は条約委員会の事務局を担当し、相互の意見を尊重しつつ、最大限の協力体制が保てた。

○国内外での研修・協力事業に関する取り組み

独立行政法人国際協力機構（JICA）の委託による「南部アフリカ地域障害者の地位向上コース」研修事業は、2006年度をもって最終年を迎えた。もともと5ヵ年事業としてスタートした同コースであったが、その実績に対する評価から更に2009年までの3ヵ年継続されることになった。継続後は、対象国をアフリカ全体に広げている。この研修を受けた当事者リーダーたちは、国に戻ってから国家開発計画に障害に関する事項を盛り込ませたり、地方政府の建物のアクセスを改善したりするなど活発に活動を続けている。

ダスキンのアジアの障害者研修は、2006年度はスリランカからの研修生1名を2週間、カザフスタンの研修生1名を2週間、ミャンマーからの研修生1名を受け入れた。

2005年度に続いて韓国DPI主催の2006年度障害者青年学校事業に対する協力を行った。韓国や各国の障害者施策や運動史を学ぶもので、第6期を迎える。2006年10月15日から22日の一週間、日本研修の受け入れを行い、総勢10人が来日した。常任委員会での交流も行った。研修生は帰国後DPIやCIL等で活動している。

11月にはソウル市陽川（ヤンチョン）区にある陽川自立生活センターが主催する「モザイク研修」の受け入れを行った。地域の区議会議員や政党関係者が研修に参加して、DPIの理念や自立生活運動を学んだ。

7) その他の事業 (収益事業)・点字印刷事業

2005年度に引き続き定期的な業務として、DPI日本会議機関誌・月刊紙、障害者団体発行の機関紙、政策研資料集および継続的に依頼・注文を受けている労働組合からの定期刊行物（新聞）、総会資料の点字版、テキストデータ、点字データの作成を行った。

また、定期業務以外には、情報ブックレット「NOからYESへ」（障害者欠格条項をなくす会）、海外研修生用研修資料（JICAアフリカ研修生、ダスキンの研修生：英語）、社会福祉士模擬試験の点訳、障害者生活実態調査（国立社会保障・人口問題研究所）点字版の作成、川越市総合計画点字パンフレット、大和市障害者計画点字版、日本財団助成事業「聴覚障害者・視覚障害者及び盲ろう者対象ピア・カウンセリング報告書」（八王子聴覚・視覚障害者サポートセンター）点字版の作成、その他、各種セミナー・講習会、会議資料、名刺を点字で作成した。また、DPI日本会議機関誌・月刊紙、大和市障害者計画については、音声

録音テープの作成も行った。その他、注文に応じ、点字の墨字訳を行い、視覚障害者への情報保障に努めた。

3. 組織運営に関する報告

○認定NPO法人について

かねてより懸案事項とされていた「認定NPO法人」の取得に関しては、2006年9月に申請を行い、2007年2月に認定許可（認定期間2007年3月1日～2009年2月28日）を得ることができた。

○正会員（加盟団体）状況について

2006年度は、地域組織として2団体が新たに加盟した。これにより、全国組織10団体、地域組織48団体となり、加盟団体の合計は、58団体となった。

○定例会議の開催について

2006年度は以下のとおり常任委員会および役員会を開催した。

常任委員会 2006年6月、8月、10月、11月、2007年2月、4月

役員会 2006年7月、9月、11月、12月、2007年2月、3月、5月

○財務報告について

昨年度に引き続き、安定的な財源確保およびDPI日本会議の運動の周知等を図ることを目的に、賛助会員の拡大に努めた。その他、2006年度は、JICAや世界銀行等の国内外での研修・協力事業の委託や、「自立支援調査研究事業」（厚生労働省）などの調査・研究事業への補助を得たことにより、執行予算は前年と比べて拡大した。